

## 1 (仮称)相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(案)について

(説明者:保健所長)

## (1) 主な意見等

○ 9月全員協議会で、他の政令指定都市移行がらみの案件といっしょに提出するのか?

→ 総務課の指示により、その予定である。  
罰則についての検察庁協議が必要なので、早めに局経営会議を行った。

○ 動物収容施設設置の考えは?

→ 後期実施計画にのせたい。今後9年間は、施設設置費の半額が環境省から補助される。

環境省及び神奈川県動愛推進計画において、殺処分を半減させるとの目標が掲げられている。殺処分ではなく返還、譲渡、動物愛護思想の啓発、動物愛護ボランティアの活動も行える施設を設置したい。

○ 横浜市、川崎市は動物収容施設を持っているか?

→ 持っている。当市は神奈川県に委託している。

○ 施設の規模は?

→ 船橋市と同規模を考えている。費用2億円、敷地面積800平方メートル  
譲渡を促進するため、犬猫の洗浄、不妊去勢手術等ができる設備を充実させて、  
収容期間を長くできるように考えたい。子どもへの教育の場となるよう市街地、交通の便の良い場所に設置したい。

○ 条例第1条「人と動物の調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。」  
について、具体的には?

→ 動物愛護週間、フェスティバルの開催等。動愛法の理念を受けている。

○ 「所有者」、「飼養者」の違いは?

→ 必ずしも、所有者が飼養管理するとは限らないため、用語の区別が必要。

○ 「動物の鳴き声」、「追い払い犬」以外は県条例と同様か?

→ 同様である。  
「追い払い犬」は山梨県、長野県で実施している所がある。  
津久井地域を想定している。

○ 第10条「野犬等の捕獲」は、職員がやるのか?

→ 現在も職員が行っている。

○ 手数料の減免は?

→ 確認する。  
現在も、盲導犬、介助犬、生活保護受給者は手数料を減免している。

## (2) 結果

決裁処理とする。